

9. 参考資料

9-1. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

分野	職名	氏名	備考
高齢者団体代表	貝塚市老人クラブ連合会会長	岩橋 正博	
身体障害者団体代表	身体障害者貝塚市中心杖会理事長	岳原 秀義	
	貝塚市視覚障害者協会会長	井上 誠一	会長
	貝塚ろうあ福祉会会長	西崎 誓	
	貝塚市手をつなぐ親の会会長	田中 敏子	
地域住民団体代表	貝塚市町会連合会会長	勝 諭	副会長
	貝塚市婦人連絡協議会監査	塚筋 藤子	
地域商店街代表	貝塚市商店連合会副会長	策野 カズ美	
	貝塚商工会議所専務理事	南野 勇	
公共交通事業者	南海電気鉄道株式会社 鉄道営業本部統括部長	萱 信二	
	水間鉄道株式会社取締役社長	平川 勉	
道路管理者	大阪府岸和田土木事務所建設課長	志部 俊幸	
公安委員会	大阪府貝塚警察署交通課長	喜田 真司	
学識経験者	和歌山大学システム工学部教授	足立 啓	
その他関係機関	貝塚市社会福祉協議会会長	岸和田 裕 岸長	
貝塚市	都市政策部長	藤原 龍男	
	健康福祉部長	浅野 孝治	
	建設部長	棚田 博	
	環境生活部長	森 千代子	

9-2. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。以下「法」という。）第6条第4項の規定に基づき、貝塚市における交通バリアフリー基本構想の策定、移動の円滑化の促進に関する調査検討及び関係者相互の連絡調整を図るため、貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び協議を行う。

- (1) 旅客施設、道路、駅前広場等について、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のための事業に関する基本的事項
- (2) 法第2条第7項に規定する重点整備地区に関する事項
- (3) 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 高齢者団体の代表者
- (2) 身体障害者団体の代表者
- (3) 地域住民団体の代表者
- (4) 地域商店街の代表者
- (5) 公共交通事業者の職員
- (6) 道路管理者の職員
- (7) 公安委員会の職員
- (8) 学識経験者
- (9) 市の職員
- (10) その他市長が必要があると認める者。

3 協議会は、職務を終了したときをもって解散するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集しその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明、その他の協力を求めることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、都市政策部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月3日から施行する。

9-3. 貝塚市交通バリアフリー基本構想策定協議会等の経緯

開催日等	議事
第1回策定協議会 (平成15年7月3日)	○貝塚市交通バリアフリー基本構想について ○今後のスケジュールについて ○その他
アンケート調査 (平成15年7月27日、 平成15年7月30日 ～平成15年8月7日)	○高齢者、妊婦・乳幼児保護者と身体障害者等を対象に実施。
タウンウォッチング調査 (平成15年8月22日)	○市民福祉センターから貝塚駅までのルート(2ルート)を市民の方々が中心となって調査を実施。
第2回策定協議会 (平成15年10月8日)	○市民アンケート調査及びタウンウォッチング調査の結果について ○基本構想策定に向けての課題の整理について ○その他
第3回策定協議会 (平成15年12月19日)	○交通バリアフリー基本構想(素案)について ○市民意見の聴取方法について ○その他
基本構想(素案)の縦覧と 市民意見の聴取 (平成16年1月15日 ～平成16年1月29日)	○都市計画課とホームページにおいて、基本構想(素案)の縦覧と意見書の受け付けを実施。
第4回策定協議会(予定) (平成16年3月15日)	○交通バリアフリー基本構想(案)について ○その他

9-4. 基本構想の作成

○基本構想作成年月日 平成16年3月31日